



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備事業と一体的に行う津波被災農地における災害復旧事業の計画変更資料作成業務である。ほ場整備は、権利者（農家）の農地を整備し、集団化して換地するという特殊な事業であり、災害復旧事業の計画変更においては、ほ場整備事業計画及び換地・営農計画を踏まえ事業内容の整理を行い、必要な資料を作成する必要がある。

よって、本業務の遂行にあたっては、本地区のほ場整備事業計画内容を熟知しているほか、土地改良事業制度に精通した技術力と専門的な知識や経験を必要とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」